

紀南広域廃棄物最終処分場

運転管理業務仕様書

業務名

令和 5 年度 紀環広委託第 1 号
紀南広域廃棄物最終処分場運転管理業務

令和 6 年 1 月

紀南環境広域施設組合

紀南広域廃棄物最終処分場運転管理業務仕様書

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は紀南環境広域施設組合（以下『組合』という。）が発注する紀南広域廃棄物最終処分場の運転管理業務（以下『業務』という。）に適用する。

2 基本事項

受託者は、本仕様書及び業務を遂行する上で必要な組合からの指示に従い、関係法令等を遵守の上、業務を適正に履行しなければならない。

3 準用する基準

- (1) この業務は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号、以下「基準省令」という。）第1条第2項及び第2条第2項に定める維持管理の基準に従って、これを行うものとする。
- (2) 本仕様書で定めるもののほか、この業務の履行に当たっては、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（公益社団法人全国都市清掃会議）を参考とするものとする。
- (3) この業務に関し、組合が準拠すべき基準として指定した図書がある場合には、当該図書の規定を適用するものとする。

4 業務名

令和5年度 紀環広委託第1号
紀南広域廃棄物最終処分場運転管理業務

5 業務場所

田辺市稲成町 2670 番地他
紀南広域廃棄物最終処分場内

6 施設概要

施設の名称	紀南広域廃棄物最終処分場
所在地	田辺市稲成町 2670 番地他
埋立期間	15 年間
埋立面積	24,121m ²
埋立容量	197,398m ³ （覆土を含む）
堰堤構造	重力式コンクリート堰堤 H=13m、L=58m
遮水シートの構造	二重遮水シート（漏水検知システム、自己修復材）導入
埋立方式	セル方式

浸出水処理施設	建築構造	地下1階：鉄筋コンクリート水槽 地上1階2階：鉄骨ALC造り			
	床面積 1,312.91m ²		地下1階	地上1階	地上2階
		管理棟	0m ²	284.70m ²	324.92m ²
		水処理棟	262.80m ²	262.80m ²	177.69m ²
	処理能力	処理能力：110m ³ /日			
浸出水第1調整槽：350m ³					
浸出水第2、3調整槽：13,950m ³					
処理方式	流量調整→第1凝集沈殿処理→生物処理→第2凝集沈殿処理→高度処理→消毒→放流				
放流先	稲成川				
その他設備	防災調整池	5,300m ³			
	道路	進入路	場内道路	管理道路	
		375m	894m	636m	
排水設備	法面水路：2,346m				
	一般水路：3,322m				
施工業者	埋立処分地：三井住友・丸山・泉特定建設工事共同企業体				
	浸出水処理施設：日立造船(株)				
竣工日	令和3年3月31日				

7 公害防止基準

(1) 計画流入水質

項目	流入水質
p h (水素イオン濃度)	7~10
B O D (生物化学的酸素要求量)	200mg/L
C O D (化学的酸素要求量)	100mg/L
S S (浮遊物質)	200mg/L
T - N (全窒素)	100mg/L
C a (カルシウム)	1,500mg/L
D X N s (ダイオキシン類)	30pg-TEQ/L
C L ⁻ (塩化物イオン)	6,000mg/L

(2) 公害防止基準

項目	排水基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L 以下
有機燐化合物	1 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L 以下

砒素及びその化合物	0.1 mg/L 以下
シアン化合物	1 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
1・2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
1・1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
1・1・1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1・1・2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
1・3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.06 mg/L 以下
シマジン	0.03 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
ベンゼン	0.1 mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/L 以下
1・4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	8 mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/L 以下
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	20 mg/L 以下
化学的酸素要求量(COD)	20 mg/L 以下
浮遊物質(SS)	10 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L 以下
同上(動植物油脂類含有量)	30 mg/L 以下
フェノール類含有量	5 mg/L 以下
銅含有量	3 mg/L 以下
亜鉛含有量	2 mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10 mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10 mg/L 以下
クロム含有量	2 mg/L 以下
大腸菌群数	3,000 個/cm ³ 以下
窒素含有量(T-N)	60 mg/L 以下
燐含有量	8 mg/L 以下
カルシウム	100 mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

8 廃棄物搬入者

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物を搬入できるものは、組合構成10市町（田辺市、新宮市、みなべ町、上富田町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、古座川町、太地町）の直営車両、委託車両、許可業者の車両で事前に組合に登録した車両

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物を搬入できるものは、上記組合構成10市町に北山村を加えた区域から発生する産業廃棄物で事前に組合に登録した車両

9 受入れ廃棄物の種類

受入れ廃棄物の種類及び基準については『紀南広域廃棄物最終処分場 利用の手引き』による。

(1) 一般廃棄物

し尿を含む可燃性廃棄物の焼却残渣（焼却灰、ばいじん処理物）、不燃残渣（プラスチックは15cm以下、その他は30cm以下に破砕若しくは選別されたもの）

(2) 産業廃棄物

受入れ可能な産業廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める20種類のうち、次の10種類とする。

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、その他産業廃棄物（13号廃棄物、石綿含有廃棄物、建設系混合廃棄物、シュレッダーダスト（自動車破砕物を除く）等）

10 供用開始年月日（廃棄物受入れ開始日）

令和3年7月1日（木）

11 受入れ日・時間

(1) 受入れ日

- ① 受入れ日は原則月曜日から金曜日とし、国民の休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は受入れしない。
- ② 休日等が長期になる場合（ゴールデンウィーク及び年末年始を想定）、構成市町の依頼により、受入れする場合がある。
- ③ 強風、大雨、地震等により業務に影響が生じる恐れがある場合、閉所する場合がある。閉所した場合には別の日の休日に開所する場合がある。
- ④ 大規模災害により相当な災害廃棄物が発生した場合、休日に開所する場合がある。
- ⑤ 上記の他組合が必要と認める場合には、受入れ日であっても閉所することがある。

(2) 受入れ時間

午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）を原則とするが、業務に支障のない範囲内で変更する場合がある。

第2章 運転管理業務要領

1 業務委託期間

(1) 業務委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日（3ヶ年間）とする。

ただし、この業務において不適正な管理及び組合の指示に従わない場合等は委託期間内であっても契約を解除する場合がある。

(2) 事前準備期間

事前準備期間は契約の日から令和6年3月31日とし、この期間に受託者は業務に必要な準備を行う。事前準備期間中に必要な経費は受託者の負担とする。

事前準備期間中の主な業務内容

- ① 業務維持管理運転計画書等、着手前に提出する書類を作成する。
- ② 廃棄物受入れに関する諸準備（展開検査方法、埋立業務実施方法等の検討）を行う。
- ③ 受入基準等を示した『紀南広域廃棄物最終処分場 利用の手引き』を熟知する。
受入れする産業廃棄物の種類等を熟知する。
- ④ 浸出水処理施設運転操作を、その時点での運転管理委託事業者から引継ぎ、作業等の指導を受けた上で、運転管理の方法等を習得する。

2 業務日時の制限

(1) この業務は、国民の休日、年末年始（12月29日～1月3日）、日曜日及び土曜日には実施しない。詳しくは『第1章総則 1.1受入日 時間』を参照すること。

(2) この業務は、午前8時30分から午後5時15分までの時間において実施するものとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、緊急の必要がある場合又は業務日時の制限の範囲内で業務が完了しない場合には、組合との協議により、業務日時の制限の範囲を超えて業務を実施するものとする。

(4) 前号の場合において、業務日時の制限の範囲を超えて実施する業務は、契約済みの委託料により対応するものとする。ただし、業務日時の制限の範囲を超えて業務を実施した時間数が著しく増加（災害対応等により受入れしない日において連続して開所した場合等をいう。）した場合は、組合との協議によることとする。

3 業務内容

(1) 埋立処分地管理業務

埋立処分地の業務内容は次のとおりとし、搬入された廃棄物の確認と適正な埋立てを行う。

- ① 埋立計画を作成し、組合の承諾を得ること。その埋立計画に基づき、搬入者を誘導し、計画で定める場所に廃棄物の投棄指導を行うこと。
- ② 受入れ終了後は飛散防止のため、最低限の土砂で適正に即日覆土（中間覆土を含む。）を行うこと。飛散した廃棄物の清掃に努めること。施設平面図内での覆土用土砂の移送を行うこと。覆土で使用する土砂は、必ず計量すること。

- ③ 覆土を行う場合は遮水シートが破損しないよう細心の注意をはらい行うこと。万が一破損した場合は、速やかに組合に報告し、原状回復すること。
- ④ 覆土土砂の残量の管理を行い、残量が少なくなった場合は組合に報告すること。概ね3ヶ月分を確保するよう組合と調整すること。また、場内及び近隣に仮置きしている覆土に使用する土砂の移動は受託者で行うこと。
- ⑤ 産業廃棄物の搬入があった場合は、受付業務の補助を行い、受入れ基準に適合しているか確認を行うこと。受入れ基準に適合しない場合や不明な場合は、組合に報告し、組合から展開検査の指示が出た場合は受託者において検収施設で検査を実施し、検査後は搬入車両への積み込みを行い、その適否を組合に報告すること。
- ⑥ 搬入者が埋立処分地に廃棄物を投棄したときは目視により、ごみ質を確認すること。受入基準に適合しない廃棄物が含まれている場合は、搬入者に待機を指示し、組合に報告すること。
- ⑦ 重機及び車両の清掃等、適正な管理に努めること。なお、その経費（燃料、油脂類、修繕料等）は組合が負担する。
- ⑧ 進入路や場内道路、管理道路及び水路等の清掃に努めること。なお、防災調整池の土砂等の堆積物の撤去は組合が行う。ただし、枝葉など少量のものについては受託者が行う。
- ⑨ 組合が指定する区域（「位置図」、「施設平面図」参照）の除草、草刈り、樹木の剪定等を行い、施設の美観を損なわないようにすること。除草、草刈りは年間4回以上を目安とする。なお、この作業により生じる刈草、剪定木等の処分手数料は受託者の負担とする。
- ⑩ 埋立処分地における埋立量の適正な管理（日々の搬入量の把握と帳票の印刷・保管、実測数量への補正処理、埋立処分地の残容量管理等）を行うこと。この管理は、組合が導入する搬入管理システムにより行うこととする。
- ⑪ 漏水検知システムによる埋立処分地遮水工の漏水点検監視を開所日において1日1回以上行うこと。
- ⑫ その他埋立処分地等管理に関連する業務

（2）浸出水処理施設等の運転管理業務

浸出水処理施設の業務内容は次のとおりとするが、施設の機能を十分発揮するよう効率的、経済的かつ安全に運転するとともに、放流水については特に第1章7の（2）の排水基準値を遵守すること。

① 浸出水処理施設等の運転管理

- ・ 効率的な運転管理に努めること。特に薬剤については、放流水質を維持するための最適な使用にとどめること。
- ・ 浸出水処理施設及び第2・第3調整槽の適正な管理に努め、また、運転操作（調整）、監視を行うこと。（運転操作要領書に基づく運転操作）
- ・ 日常の水質管理（電気伝導率、塩化物イオン濃度、残留塩素、p h、透視度）
- ・ 薬剤の補給及び在庫管理
- ・ 脱水後の汚泥の運搬

- ・処理施設棟及び機器類の清掃維持管理（組合管理区域を除く）
- ・浸出水の流入が多い場合の緊急遮断弁等の操作
- ・調整槽の水位管理
- ・その他適正な運転管理

② 点検業務

設置機器類の日常点検及び保守点検を行い、軽微な補修を行う。特に水道メーターや電気設備、流入量、放流量、放流水質等に異常があった場合は速やかに組合に報告し、その原因究明と対策を講じること。

③ 浸出水処理施設で異常が発生した場合の通報先は組合及び受託者双方とし、異常発生時には勤務時間外であっても速やかに対応すること。

④ 業務外の項目（組合が実施するもの）

- ・軽微な補修以外の修繕
- ・日常の水質管理以外の水質検査（廃棄物処理法）
- ・精密機能検査（廃棄物処理法）
- ・浸出水調整槽に堆積した汚泥の除去。ただし、水路等に堆積した軽微な土砂の撤去は受託者で行う。
- ・給水装置点検業務（水道法）
- ・昇降機設備点検（建築基準法）
- ・計量器の保守点検（計量法）
- ・電気工作物保守点検（電気事業法）

(3) 異常気象時の対応

台風や集中豪雨等、異常気象時には勤務時間外であっても速やかに対応すること。

(4) 貸与物

貸与物は以下のとおりとする。なお、これらの貸与物は受託者に貸与中であっても組合の職員が使用することがある。

- ① バックホウ、ブルドーザー、ホイールローダー、4 t ダンプトラック、軽4輪トラック、草刈り機各1台の他、組合が所有する機器材のうち業務を行う上で必要があると認められるもの。
- ② 水質管理試験薬及び機器類
- ③ 浸出水処理施設運転管理要領書
- ④ プラント設備関係図面

(5) 受託者の費用負担

- ① 清掃用具（掃除機、ほうき、チリトリ、ゴミ袋等）
- ② 貸与する車両の車両保険（保険内容は組合に承諾を得ること）
- ③ 一酸化炭素の測定器等、業務実施に必要な測定機器
- ④ 従業員の衣服等（制服、マスク、手袋、安全靴、ヘルメット、合羽等）
- ⑤ 委託業務に必要な事務用品（電話機、パソコン、複写機、コピー用紙等）
- ⑥ 受託者の管理区域に設置するテレビの受信料や電話などの通信料。
- ⑦ その他、下記組合の費用負担以外のもの

(6) 組合の費用負担

- ① 重機、車両の維持管理経費（修繕料、燃料費、車検等の経費）

- ② 光熱水費、薬剤費
- ③ 電気工作物保守点検費用
- ④ 消防用設備等点検費用
- ⑤ 日常の水質管理以外の水質検査
- ⑥ 浸出水処理施設の定期修繕料（メンテナンス）及び突発的な故障による修繕（受託者で修繕可能な軽微なものは受託者で行う。）
- ⑦ 浸出水調整槽に堆積した汚泥の除去
- ⑧ 軽微な修繕及び保守点検等に必要な部品、消耗品費、工具、機器材等。
- ⑨ 覆土用土砂の確保

（7）人員配置

本施設の維持管理業務を適切に行うための人員を配置すること。

なお、産業廃棄物の搬入があった場合は、受付で受入基準に適合しているか確認を行うこと。

4 業務従事者の配置

この業務を行うに当たっては、次の各号に定めるところにより業務従事者を配置すること。

（1）業務従事者の区分

業務従事者の区分は以下のとおりとする。

- ア 業務責任者 この業務の履行に対しての責任者であり、第6項に規定する責務を負う者をいう。
- イ 埋立処分地業務従事者 第3項（1）に規定する業務に従事する者であり、埋立処分地の管理に専任して携わる者をいう。
- ウ 浸出水処理施設業務従事者 第3項（2）に規定する業務に従事する者であり、浸出水処理施設の運転管理に専任して携わる者をいう。
- エ その他業務従事者 前各号の業務従事者の補助、その他必要に応じてこの業務に従事する者をいう。

（2）業務従事者の資格

業務従事者は以下の資格を有すること。

業務責任者はアの資格の保有を必須とする。

イ～ケの資格については、業務従事者全員でこれらの資格が網羅されていれば可とする。（必ずしも一人ひとりが全ての資格を有している必要はない。）ただし、従事する業務の内容によって法令上必要とされる資格がある場合は、当該資格を有する者がその業務に当たらなければならない。

ア 技術管理者の資格（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条に規定する技術管理者若しくは（一財）日本環境衛生センターの行う廃棄物処理施設技術管理者講習（最終処分場コースに限る）を受講し、技術管理者証（最終処分場技術管理士に限る）の交付を受けた者）

イ 公害防止管理者（水質関係1種若しくは2種有資格者に限る。）

ウ 危険物取扱者（甲種または乙種第4類）

- エ 酸素欠乏危険作業技能講習の修了者
- オ クレーン運転および玉掛けの特別教習若しくは技能講習の修了者
- カ 車両系建設機械の運転資格
- キ 中型車（8 t）の運転資格
- ク 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者（旧特定化学物質等作業主任者講習修了者）
- ケ 電気工事士(第二種)

(3) 業務従事者の実務経験

埋立処分地業務従事者及び浸出水処理施設業務従事者は以下の実務経験を有すること。なお、当該実務経験は、過去15年以内（平成20年4月1日から入札公告日まで）に従事したものに限る。

また、実務経験の証明は受託者が作成する当該従事者の経歴書を作成することで足りる。この経歴書に虚偽の記載があった場合、組合は期日を指定して契約を解除することができる。

ア 埋立処分地業務従事者

ごみ処理施設（一般廃棄物又は産業廃棄物処理施設）又は最終処分場（一般廃棄物又は産業廃棄物処理施設）における管理業務の実務経験が1年以上ある者

イ 浸出水処理施設業務従事者

浸出水処理施設（一般廃棄物又は産業廃棄物処理施設）又は下水処理施設（水処理施設）における管理業務の実務経験が1年以上ある者

(4) 業務従事者の配置要件

ア 配置要件

① 業務責任者

組合の開庁時間中（正午から午後1時までを除く。）において、最終処分場内に常駐すること。

②埋立処分地業務従事者

組合の開庁時間中（正午から午後1時までを除く。）において、埋立処分地等に常駐すること。

③浸出水処理施設業務従事者

組合の開庁時間中（正午から午後1時までを除く。）において、浸出水処理施設等に常駐すること。

④その他業務従事者

必要に応じて配置すること。

イ 相互補助

常駐が必要な業務従事者（前号①～③）は、それぞれの業務に支障のない範囲において、互いの業務の補助に当たることができる。

ウ 業務従事者の配置替え

常駐が必要な業務従事者がやむを得ない事情（有給や特別休暇等を含む。）により配置できないときには、業務に支障のない範囲内で別の者を配置させるこ

と。別に配置する業務従事者は、その区分に応じ必要な資格及び実務経験を有する者でなければならない。

エ 緊急時の対応

異常気象やその他の事情により緊急の必要があるときは、アの規定に関わらず組合の開庁時間外であっても、適切な業務従事者の配置による対応を行うこと。

5 提出する書類

この業務に関し、受託者が提出すべき書類は次の各号に掲げるとおりとする。なお、提出書類は、事実に基づいて正確に作成しなければならない。虚偽記載等の不正行為があった場合は、契約解除の対象となる。

(1) 業務着手前

受託者は業務着手前に次に示す書類を提出すること。なお、変更があった場合は速やかに変更届を提出すること。

- ① 業務責任者選任届（指定様式）
- ② 業務従事者の名簿（指定様式）
- ③ 業務従事者の経歴（指定様式）、資格証の写し、常勤性が確認できる書類の写し
- ④ 業務の組織表（緊急連絡先 様式自由）
- ⑤ 運転管理業務計画書（様式自由）

計画内容については次のとおり。

- ・埋立処分地管理業務計画書
- ・浸出水処理施設運転管理業務計画書
- ・業務分担、業務実施方法、業務内容
- ・安全対策に関すること。
- ・事故発生時の対応マニュアル
- ・管理対象物及び支給品、貸与品の管理に関すること。
- ・衛生管理に関すること。

- ⑥ 貸与物申請一覧表
- ⑦ その他組合から指示された書類

※なお、選任された従事者が、業務の適正な履行に著しく不適正であると認められた場合は、組合は受託者に対して、変更を求めることができる。

(2) 委託期間中

実施した業務の日報を作成し、翌月の5日までに月報及び年度末に年報を提出すること。埋立処分地及び浸出水処理施設毎に作成すること。

- ① 埋立処分地の記録内容
 - ・時間毎の作業内容（埋立・展開検査・受付補助・埋立処分地点検等の業務）
 - ・清掃業務（清掃及び除草・草刈り等）
 - ・月末には埋立処分地の写真撮影を行い、月報に添付すること。
 - ・漏水検知システムによる漏水点検監視記録
 - ・その他必要な事項
- ② 浸出水処理施設の記録内容

- ・ 時間毎の作業内容（機器類の点検、保守、水質試験、脱水汚泥の搬出等）
- ・ 機器類の調整内容
- ・ 第1調整槽への流入量、第2、第3調整槽の水位、放流量、薬剤の在庫
- ・ 電力量、水道量、薬剤の日々使用量
- ・ 水質記録計の表示値及び日常水質検査
- ・ その他必要な事項

③ 打ち合わせ記録簿

受託者は組合と協議した事項を記録し組合に提出しなければならない。

6 業務責任者の責務

業務責任者を選任し、その職務は下記に定める事項のほか、本仕様書並びに関係法令で定める維持管理基準を熟知し、埋立処分地及び浸出水処理施設の適正な維持管理に努めることとする。

- ① 組合との協議及び調整
- ② 組合の指示による業務の履行の責任
- ③ 日報、月報、年報の作成
- ④ 業務従事者への安全衛生に関する教育及び管理
- ⑤ 埋立処分地及び浸出水処理施設の維持管理業務の把握

7 委託費の支払い

受託者は業務報告書（月報）を翌月の5日までに提出し、組合の承諾（組合担当職員の確認済印による）を得た後に当該月の委託費を請求するものとする。組合は請求を受けた日から30日以内に委託費を支払わなければならない。

当該月の委託料の支払額は、当該年度の契約額総額の1／【当該年度の業務委託期間の総月数】を毎月支払う。当該年度の業務委託期間の総月数で割り切れない場合は、当該年度の委託期間の最終月で調整する。ただし、業務委託期間中の変更契約により委託料の変更があった場合には、この限りでない。

8 委託費の変更

- (1) 仕様に明記された業務内容が著しく減少した場合、組合はその理由を明らかにし、受託者に委託金額の減額を要求することができる。受託者はその理由を精査し、適切であると判断した場合、委託費の減額に応じなければならない。
- (2) 第2章第2項に規定する業務日時の制限の範囲を超えて業務を実施した時間が著しく増加（災害対応等により受入れしない日において連続して開所した場合等をいう。）したことにより、委託費に大きな影響が生じる場合は、組合と受託者において協議する。

第3章 その他

1 施設管理の徹底

組合の開所時間外で業務を行う場合には関係者以外の者が進入しないよう門扉や管理棟の施錠を徹底すること。なお、貴重品は施設内に保管しないこと。

2 制服の着用

業務従事者には機能性と安全性、清潔感のある制服を着用させること。また、名札等の身分証を携帯させること。

3 見学者への対応

見学者への対応は基本的に組合が行うことになるが、その内容により受託者に依頼する場合があるので協力をすること。

4 守秘義務

受託者は業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、施設内の写真や動画等をSNSやその他の媒体に掲載することは絶対にしてはならない。

5 再委託の禁止事項

受託者は業務の全部もしくは一部を第三者に委託し、または請負わせてはならない。ただし、次の各号に規定する業務については、組合の承諾を得て委託、又は請け負わせることができる。

- ① 業務の引継ぎにおいて運転管理上特殊な知識・技術を要するものについて、最低限の期間で臨時に業務を行わせることができる。この場合、適切な管理業務が遂行できないときは、そのすべての責任は受託者が負う。
- ② 埋立処分地敷地外及び浸出水処理施設棟以外の区域の清掃及び草刈り、剪定業務。この場合、発生した草木等の廃棄物の運搬に関して、廃棄物処理法を遵守すること。
- ③ 進入道路及び場内道路、水路等の管理区域に堆積した土砂の撤去。

6 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、組合の施設に損害を与えた時は、直ちに組合に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧しなければならない。この場合において、原状復旧に要する費用は受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、第三者に損害または負傷を与えた時は、その賠償及び補償に全責任を負わなければならない。
- (3) 前2号の場合において、その損害等が組合の責によるものについては、組合がその費用を負担する。

(4) 前各号の規定にかかわらず、不可抗力により生じた損害等については、双方協議の上、その負担方法を定めるものとする。

7 保険への加入

(1) 貸与する車両の車両保険に加入すること。(保険内容は組合に承諾を得ること。)

(2) 本業務を実施する上で必要と考えられる保険については、受託者の判断により適宜加入すること。

8 契約保証金

(1) 受託者は、組合に対する損害賠償金及び違約金の支払を保証するため、組合に対して契約保証金を納付する。契約保証金は、契約金額（なお、本契約において、「契約金額」とは、本契約の期間中の業務委託料の総額をいう。）の100分の10とする。

(2) 受託者は、組合が承認した場合、以下の各号のいずれかの担保の提供により、契約保証金の納付に代えることができる。

- ① 政府の保証のある債券
- ② 銀行等の発行する債券
- ③ 銀行等が振り出し、又は支払保証した小切手
- ④ 銀行等が引受け、又は保証若しくは裏書をした手形
- ⑤ 銀行等に対する定期預金債券
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、組合が确实と認める担保

9 契約の解除

(1) 組合による契約解除

- ① 受託者が以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、組合は、受託者に対する通知により本業務に係る契約を解除することができる。
 - ア 受託者が、正当な理由なく、本仕様書又は本業務に係る契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかとなるとき。
 - イ 受託者の経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - ウ 受託者が、本仕様書又は本業務に係る契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - エ 受託者が次号「(2) 受託者による契約解除」の規定によらず本業務に係る契約の解除を申し出たとき。
 - オ 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 受託者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不

当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団関係者であると認められるとき。

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員若しくは暴力団関係者（以下この号において「暴力団員等」という。）が受託者の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ウ) 受託者の役員等又は受託者の使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしたと認められるとき。

(エ) 受託者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営し、若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(オ) 受託者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(カ) 受託者が、再委託契約等その他の契約に当たり、その相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(キ) 受託者が、（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者を再委託契約等その他の契約の相手方としていた場合（（カ）に該当する場合を除く。）に、組合が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに従わなかったとき。

(ク) 受託者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失によって怠ったとき。

② 前号の規定により組合が本業務に係る契約を解除した場合においては、受託者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければならない。この場合において、違約金は契約保証金から優先的に充当する。

③ 組合は、本号①の規定により、本業務に係る契約を解除した場合において、損害が生じたときは、受託者に対してその損害の賠償を請求することができる。なお、その損害が違約金の金額を上回る場合には、組合は受託者に対して、その上回る部分の損害の賠償を請求することができる。

（2）受託者による契約解除

次に該当する場合、受託者は、組合に対する通知により、本契約を解除することができる。

① 組合の責に帰すべき事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合

② 前号により本契約が解除された場合、受託者は、組合に対して、これにより生じた損害を請求することができる。

10 業務の引継ぎ

(1) 業務着手前

浸出水処理施設の業務着手前に運転管理要領書を熟読し、施工業者からの業務引継ぎ期間に適切な管理ができるようにすること。引継ぎ期間中に適切な引継ぎが出来ない場合、受託者の責任においてその時点での運転管理事業者に協力を依頼すること。その場合に発生した費用は受託者の負担とする。

(2) 委託期間満了後

受託期間が満了した場合には、後任者に業務内容を適正に引継ぐこと。引継ぎ終了後においても後任者から協力依頼があった場合には適切な指導をすること。

11 疑義等の解決

- ① 本仕様書の内容等に疑義が発生した場合には、組合と受託者で協議のうえ円満に解決するものとする。
- ② 本仕様書に記載されていない軽微な事項については、維持管理上当然必要とされるものは受託者の責任において実施すること。

12 その他

場内で発生する一般廃棄物の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 場内で発生した草木の処分方法

① 草刈りや剪定で発生したごみ（受託者負担）

草は生えている状態では廃棄物でない。刈ったことにより、一般廃棄物となるため、刈った者が排出事業者となる。刈った者が運搬することは事業者自ら運搬のため、許可は必要ないが、刈った者以外の者が運搬する場合は一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者に委託する必要がある。

② 場内清掃ごみ（組合負担）

場内に散乱している枝葉等は、集める前から一般廃棄物であるため、排出事業者は組合となる。そのため、受託者が集めた枝葉を受託者が田辺市ごみ処理場に搬入することはできない。組合が搬入するか、若しくは一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者に委託する必要がある。

(2) 組合事務所棟内において受託者から発生したごみの処分方法（受託者負担）

① 可燃ごみ（紙類等）

自己搬入若しくは事業者用ごみ分別指定袋を購入して定期収集で回収してもらう。

② 埋立ごみ、プラスチックごみ（弁当容器、包装類）

自己搬入若しくは事業者用ごみ分別指定袋を購入して定期収集で回収してもらう。

③ 資源ごみ（カン、ビン、金属類、小型家電等）

自己搬入若しくは事業者用ごみ分別指定袋を購入して定期収集で回収してもらう。

※ 田辺市の指導に従うこと。なお、ごみ処理手数料等については、田辺市のホームページで確認すること。